非常変災時における応急対策

記

- 1 原則として、午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断する。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても登園・登校時までに、「暴風・大雨・ 洪水・暴風雪・大雪」のどれか一つでも特別警報または警報が出た場合は、各園・各校 ともに「自宅待機」とする。<u>(自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業</u> はなし)
 - ※ 台風接近・低気圧の影響等いずれにおいても、四国中央市に「警報」が発令されたと きを基準とする。
- 4 午前 10 時 30 分までに「警報」が解除されたときは、原則として自宅で昼食をとって、 午後 1 時までに登校する。下校時刻については、各校で予め家庭や放課後児童クラブに 周知しておく。
- 4 午前 10時 30分の時点で「警報」が継続している場合は、「臨時休業」とする。
- 5 園児・児童・生徒が登校した後、台風接近や大雪による「警報」が出た時、またはその「警報」が予想される場合は、早急に集団で帰宅させる。必要に応じて教職員が引率したり、保護者に協力を要請したりする。
- 6 市としての「非常変災時における応急対策」を定めているが、これのみにとらわれず、 各園・各校において、園児・児童・生徒又は地域の実情に応じた適切な措置をとる。 5、6のいずれも中学校区内等の小中学校で情報交換を密に図ること。
- 7 「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として 登園・登校する。ただし、保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、 安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を関係の園・学校へ連絡する。この場合、遅 刻・欠席扱いとはならない。
- 8 登校前までに、弾道ミサイル発射について J アラートの緊急情報伝達(第 1 報)があった場合は、園・学校からの連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、園・学校から登校時間を連絡する。
- 9 登校前までに、四国中央市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、園・学校から の連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、 園・学校から登校について連絡する。
- 10 マニュアル想定外のことについては、第一報を各校長・園長へ至急メールにより通知する。
- 11 教職員の出勤状況、園児・児童・生徒の登校状況、被害状況等を速やかに学校教育課(幼稚園はこども課)へ第一報を入れる。